

皇學館大学

- 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、
教員の養成に係る組織及び教育の質の向上に関する取組。

(1) 教員養成に対する理念及び教職課程の設置趣旨

明治15年に創設された神宮皇學館において、明治33年に当時の神宮祭主・皇學館総裁の賀陽宮邦憲王から賜った令旨の教育精神を、昭和37年に再興された本学の建学の精神としている。そこには、「神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇国ノ道義ヲ講ジ、皇国ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハントスルニ在リ」とある。

また、本学学則第1条には、「わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。」とある。

それらの精神や目的は、「日本の神々を祀る神道を基盤として、皇室や神宮を崇め、祖先を敬い、国を愛し、歴史・伝統・文化を尊ぶ心を育む。この精神を中核として、学生は国家社会に貢献できる人物に成長できるように努力し、教員は世界に通用する学問と教育成果をあげられるように努める。この原点を忘れないと同時に、時代状況に応じて国家社会を適切に導いていくための柔軟な精神もまた重視される。」こととされている。

したがって、課程認定を受けている各学部学科は、それぞれこの建学の精神に基づいて設置されていることは言うまでもないが、本学における教員養成に対する理念も、この建学の精神の考えによっている。そして、国を愛し、歴史・伝統・文化を尊ぶ心を育み、さらに地域社会との共生、共存および国際交流をはかり、国家社会に貢献できる人材として特に重要な職業の一つは、本学で培われた教育精神を持って国家の将来を担う子供や若者を育てる教員であると本学は考えている。この考えがすなわち本学における教員養成課程設置の趣旨である。

(2) 教職課程の質の向上や学生に対する責任ある教職指導のための組織的な取組を含めた教職指導体制

教職課程のカリキュラムにおいては、開設授業科目の特性にあわせ、その教育効果を高めるために講義形式と演習形式をバランスよく調整して配置している。さらに、教職課程の担当者には、初等・中等教育の経験者を適宜配置するようにして、これにより、教育現場に対応できる実践的な教育としている。

これらを組織的に取り組むために、本学では教務委員会内へ「教職課程・保育士資格部会」を設置している。その目的は、教職課程・保育士養成の企画及び実施に関する事項を審議し、その運営にあたることとしていて、企画の中には、教員養成のためのカリキュラムの検討も含まれている。

構成員は、各学科から教職課程科目を担当する教員が選出され、学科間の連絡調整が取れるようにしている。構成は、文学部・教育学部・現代日本社会学部の専任教員11名（文学部4名、教育学部6名、現代日本社会学部1名）・学生支援部長、教職支援担当課長、教務担当課長とする。

学内の教職指導として、「教職支援担当」を設け、教職を目指す学生について、入学当初から卒業に至るまで、徹底した支援体制をとる専門の部署を設置、教職課程・保育士資格部会と連携を密にしながら、教職課程の履修、教育アシスタント、学校ボランティア、教員への就職に関する相談に応じている。具体的な指導体制は以下のとおりである。

① 修学指導、教職課程のガイダンス

年度当初に各学部学科においても学科別履修指導が行われ、教職課程の履修モデル等が説明されるが、これとは別に教職支援担当から教職課程の履修上の注意、教育実習のこと、教員免許状更新制度のことなど詳しくガイダンスを行っている。

② 就職指導

教職関係については教職支援担当が行っている。以下は指導の主なものの。

- ・ 4年生教授特別講座（人権教育・最新の教育時事）
- ・ 3年生教授特別講座（自己PRと面接対策）
- ・ 1年生対策講座
- ・ 模擬集団討論、集団面接、ディベート、模擬授業、個人面接、模擬面接会
- ・ 個人面談（教職履修者全員）
- ・ 教員採用試験説明会（教育委員会の採用担当者を招き、求める人材像、実施要項等について説明）
三重県、愛知県、名古屋市、浜松市、大阪府、堺市、他
- ・ 現職教員体験報告会（本学卒業生教員による採用試験に向けての取り組みについて）
- ・ 教員採用2次試験直前対策
（2次試験対策として、リスニング、ピアノ、器械運動の練習を実施）

- ・教員採用試験特別講座（大原学園特別対策講座）
- ・模擬試験、DVD講座
- ・論作文指導

③ 各種相談への対応

教職支援担当において科目履修や教育実習、教育アシスタント等の相談に応じている。また、教職経験者（学校長、教育委員会事務局）である専任の教職アドバイザーを3名常駐させ、教員採用試験の相談に応じている。

（3）教職課程の運営における都道府県及び市町村教育委員会との連携・協力に関する取組

本学と三重県教育委員会とは、これまで教員養成・採用、研修や、相互の教育活動への支援、高校と大学との接続等に取り組んできた。さらに、グローバル人材の育成や郷土教育の充実、大学におけるより実践的な教育研究や社会貢献等の新たな教育課題に対しても相互に連携して取り組んできた。これらの連携協力を、今後、組織的に推進するため、平成27年3月20日に「皇學館大学と三重県教育委員会との連携協力に関する協定」を締結し、三重県の教育及び大学における教育・研究の充実、発展に寄与することを目的とし取り組むこととした。また、伊勢市教育委員会及び明和町と連携協定を締結し、教育課題について相互に連携し教育の充実、発展に取り組んでいる。

具体的には、三重県教育委員会の「大学生等教育アシスタント」や伊勢市教育委員会の「学校教育支援ボランティア」、「メンタルフレンド」に積極的に参加させている。そこでは、早い段階から学校現場に関わり、児童・生徒との直接的なふれあいを体験させ、交流していく喜びや難しさを学ばせるなど、多くの成果を得てきた。こうした取り組みをとおして、教職に対する自らの適性を考察させ、教職への意欲を促すことにもつながると考える。また、「教育実習事前事後指導」には県教育委員会から指導主事を派遣いただき、教育実習を控えた学生に事前指導（内容：教科実践の基礎知識、子どもたちの現状、実習の心構え、授業・教材・教具の考え方、学習指導案の書き方等について）を実施している。

（4）教職課程の運営を通じた地域社会への貢献に関する取組

本学は開学以来、5,000人を超える数多くの卒業生を教員として送り出し、地元教育界を中心に大きな役割を担ってきた。平成21年度からは、教員免許課程認定大学としての使命を果たすために、文部科学大臣の認定を受けて、「教

員免許状更新講習」を開設し、最新の教育事情を踏まえ、直面している教育課題や皇學館大学の特色、地域の特性に配慮した内容も取り上げた講習を行っている。

平成18年に公布、施行された改正後の教育基本法では、教育の目的及び目標について、旧法にも規定されている「人格の完成」等に加え、「伝統と文化の尊重」など、今日重要と考えられる事柄が新たに到達目標として規定された。本学では改正教育基本法の趣旨に合った教育を実践していることから、開設する更新講習については、改正後の教育基本法に沿ったカリキュラムを展開し、受講者に対し定められた評価基準に基づき修了（履修）認定を行い、教員免許状更新申請に必要な「修了（履修）証明書」を発行する。開設する地域は、大学の所在する伊勢市の他に、講習対象教員が多いとされる三重県の北勢地域にも対応するため、四日市市に特設会場を設け出張講習を行っている。担当する講師は本学の教職課程関係教員が中心となり、他大学等から著名な講師も招聘し、本学の特色を出した講習を行っている。

また、自然と地域との交流という建学の精神に基づき、開学以来長きにわたり、市民を対象とした「月例文化講座」を開催してきた。そこには教職課程関係教員も多く関わっている。地域連携を通じた教育および研究の活性化、さらに知的資源の提供による文化力向上に貢献するため、今後も積極的に地域への還元を進め、より一層の教育研究の充実を図っていく。